

光化学オキシダントや 微小粒子状物質(PM2.5)にご注意ください!

「光化学オキシダント」とは、主に工場のばい煙や自動車の排ガスに含まれる窒素酸化物と非メタン炭化水素が日光の紫外線の働きにより光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称です。

県内では、4月から6月の風の弱い晴天日に高濃度になりやすく、常時監視の測定データが1時間値で0・120ppmを超えた場合で、気象

条件からみて汚染が継続すると認められるときに注意報が発令されます。さらに汚染状況が悪化し1時間値が0・400ppmを越えると警報が発令されます。

また、PM2.5(微小粒子状物質)は、大気中の直径2・5μm(1μmは千分の1mm)以下の粒子状物質の総称で、物の燃焼などによって直接排出されるものと、大気中での化学反応により生成されたものがあるほか、自然由来のものや越境汚染によるものがあります。

県では、朝の3時間の平均

値で85μm/m³、午前の8時間の平均値で80μm/m³を越えたとき、注意喚起が行われます。特に小児や高齢者が影響を受けやすいとされているため、学校や保育園・福祉施設などに通知し、テレビ・ラジオの放送や、広報車で町民の皆さんに注意を呼びかけます。また、解除されたときも広報します。

オキシダント注意報発令やPM2.5の注意喚起が行われたら次のことにご注意ください。

1. 町民の方は
 - ①なるべく窓を閉めて、屋外に出ないようにする。
 - ②特に、小児や高齢者は、屋外での運動や作業を控える。
 - ③屋外での活動などを実施されている主催者の方は、活動を自粛するよう配慮する。
 - ④目や喉に、かゆみや痛みを感じたら、洗眼やうがいをする。
 - ⑤症状がひどい場合は、医師の手当てを受け、役場や県の環境課などに被害状況を連絡

する。

⑥自動車の使用を自粛し、使用する場合は自動車の急発進、急加速、不必要なアイドリングをやめ、エコドライブを心がける。

2. 事業者の方は

①ばい煙発生施設を設置している事業者の方は、燃焼の自粛などにより、できるだけ、ばい煙の排出量を削減する。

②有機溶剤使用事業者、石油貯蔵事業者、ガソリン給油所は、その使用量の削減、給油作業の自粛などにより、大気中への揮発性有機化合物の排出を削減する。

③自動車は、できるだけ発令地区内を通過しないようにする。

※大気の状態は、県のホームページでリアルタイムで確認できますので、パソコンやスマートフォン、携帯電話でご覧ください。

■問い合わせ 町民課くらし環境係 ☎85-6131

諏訪堰頭首工改修工事が完成しました

平成24年度から長井市小出市内の最上川で工事を進めてきました「諏訪堰頭首工」の改修工事が完成しました。

諏訪堰頭首工は、長井市と白鷹町に広がる371haの農地にかんがい用水を供給する施設として昭和37年に整備されましたが、施設の老朽化により取水ができなくなる恐れがあるため、山形県が事業主体となって改修工事を進めてきました。

改修前は、最上川を堰き止めるゲートは4基ありましたが、今回の改修で大型の2基に変更し、茶色の三角屋根の操作室も新設しました。諏訪堰頭首工の整備に併せて、い

ろいろな魚が遡上できるように2種類の「魚道」も整備しています。



また、ゲートを操作するところで、最上川の下流の水位が上昇する場合がありますので、下流の河川敷にいる人にゲートの操作を知らせる「サイレン」を設置しました。サイレンが鳴りましたら、河川敷から出るようにしてください。

■問い合わせ
置賜総合支庁産業経済部西置賜農村整備課
☎0238-88-8247

